

目 次

令和4年9月14日（水曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	2
開会、開議	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
閉会中の継続調査結果報告	6
（総務建設常任委員会）	6
（教育民生常任委員会）	10
（議会活性化特別委員会）	13
委員長報告に対する質疑	13
（総務建設常任委員会）	13
（教育民生常任委員会）	17
（議会活性化特別委員会）	17
議案の上程、提案理由の説明	17
（議案第1号～諮問第2号）	
提案理由に対する質疑	26
（議案第1号～諮問第2号）	
委員会付託	26
（議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第6号）	
休憩（午前10時59分）	27
再開（午前11時10分）	27
採決	28
（同意第1号～同意第14号、諮問第1号～諮問第2号）	
決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第1号）	35
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	36
討論、採決（発議第1号）	36
休憩（午前11時23分）	37
再開（午前11時26分）	37

決算特別委員会委員の選任（決定第1号）	37
休憩（午前11時28分）	38
再開（午前11時30分）	39
決算特別委員会の正副委員長の決定	39
委員会付託（議案第4号）	39
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	39
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	40
討論、採決（発議第2号）	40
議案の上程、趣旨説明（発議第3号）	41
趣旨説明に対する質疑（発議第3号）	42
討論、採決（発議第3号）	42
議案の上程、趣旨説明（発議第4号）	45
趣旨説明に対する質疑（発議第4号）	46
討論、採決（発議第4号）	46
散会（午前11時58分）	49

令和4年9月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 112 号

令和4年9月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年9月7日

土庄町長 岡野能之

- 1、期 日 令和4年9月14日（水）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和4年9月14日（水曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。傍聴席の皆さまにお知らせいたします。本定例会から録画配信を実施することといたしておりますので、受付で説明がありましたとおり、映像に映り込む場合がありますので、ご了承の上、傍聴いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。発言後には、係員がマイクの消毒を行います。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和4年9月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案の議案につきましては、補正予算関係が3件、決算認定が1件、条例関係が2件、人事案件が16件の合計22件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招

集の挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る 9 月 7 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 9 月 7 日、委員会室におきまして、9 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 14 日から 21 日までの 8 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に、閉会中における継続調査結果について、各常任委員長および議会活性化特別委員長よりご報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から議案第 6 号、同意第 1 号から同意第 14 号、諮問第 1 号から諮問第 2 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 1 号から議案第 3 号および議案第 5 号から議案第 6 号を各常任委員会に付託いたします。

次に、同意第 1 号から同意第 14 号、諮問第 1 号から諮問第 2 号の採決を行います。

続いて、発議第 1 号「決算特別委員会の設置について」の趣旨説明、質疑、討論、採決を行い、決定第 1 号「決算特別委員会委員の選任について」で、委員の指名を行います。

次に、閉会中の決算特別委員会に議案第 4 号の付託審査をお願いいたします。

次に、発議第 2 号「土庄町議会会議規則の一部を改正する規則」について、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、発議第 3 号「前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置について」の、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、発議第 4 号「安倍元首相の国葬に反対する意見書」について、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いします。

15日から20日までは休会とし、21日は、始めに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて、一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります9月5日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第1号から第3号、議案第5号から議案第6号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続審査および継続調査申し出について、採決をお願いしたいと考えています。

スムーズな運営にご協力いただき、9月定例議会を終了する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から21日までの8日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和4年9月14日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀 康晴）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出 納 室 課 長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今のお出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において4番 鈴木美香君、5番 福本達雄君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9月14日から9月21日までの8日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 21 日までの 8 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

閉会中の令和 4 年 7 月 28 日ならびに 8 月 30 日に総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

7 月 28 日の委員会では、総務課より、「土庄町官製談合再発防止対策検討委員会」についての報告がありました。

7 月 1 日に第 1 回の委員会を開催し、委員には、香川大学の渡邊誠教授、碧海綜合法律事務所の徳田洋一弁護士、白川公認会計士事務所の白川尊大公認会計士を選任し、委員長は委員の互選により、渡邊教授が就任した。

その後、町長から渡邊委員長に諮問を行い、第 1 回の委員会では、4 つの議事について審議を行った。

1 つ目は、前町長による官製談合事件の概要について、事務局から説明を行い、2 つ目に庁舎の家宅捜索が行われた 2 月 3 日から 6 月 16 日の刑が確定するまでの間の町と議会の動き、沖之島架橋工事に係る動き、裁判の進行状況などについて時系列に説明を行った。

3 つ目に、4 月 1 日から見直しを行っている入札制度について説明を行い、4 つ目に、委員会の進め方について協議を行った。

今回の見直しにより、条例等の新規制定や改正が必要な場合も考えられることから令和 5 年 3 月議会に間に合うように委員会を進めていくこととなった。

第 2 回の委員会は、8 月下旬となっており、第 1 回の意見をもとに入札制度の見直しなど具体的な検討を行う予定となっている。

また、副町長から、委員会の状況について補足説明として、再発防止にあたって 3 点の方向性が示され、1 点目は、今の入札制度より一層レベルの高い見直し案を検討すること。

2 点目は、権力の集中をどう緩和するか、どうあるべきかを検討すること。

3 点目は、職員のコンプライアンス研修についての検討。加えて、入札の監視体制の検討について、今後、議論していく状況になるとの説明がありました。

また、6月13日に公正取引委員会の入札談合の防止に向けた研修会を開催し、町長、副町長ほか職員17名が参加したとの報告がありました。

委員から「委員会は傍聴できないのか」との質問に、委員の協議により個人情報に関わるため、非公開と決定しているとの回答がありました。

また「逐一の報告と3月議会での条例等の改正の必要があるなら、審査の時間が必要なので、適時、細かな報告をいただきたい」との要望があり、加えて「総務建設常任委員会として、検討委員会への要望などの申し入れの取り扱いについて」の質問があり、執行部から議会の要望は町長に申し入れをいただきたいとの回答がありました。

委員から、「町長の最終的な目的、町長の考えを」との質問に、町長から「諮問のとおり、入札談合が起きない仕組みをつくること。疑わしい部分を調査できる仕組みをつくること。職員が入札談合に関与しない仕組みをつくることと考えている」との回答がありました。

委員から、町民が求めているのは再発防止をきちんと行った上で、「職員の意識改革」「行政の改革」「町の在り方」を目に見える形に変えてほしいとの声である。行政への信用が失墜しているなか、今後このようなことは起こさせないという町長の思いと、その取り組みを町広報のコラムに載せて発信し、町民の理解が得られるような手立てを講じるのが大事だと思う」との意見がありました。

次に、商工観光課より小豆島まつりについて説明がありました。

小豆島まつり実行委員会を開催し、1000人規模の総踊りは実行委員会の意見を踏まえ、コロナ感染状況を勘案し中止することとした。例年より、開催時間を短縮するなどの感染症対策をしっかりと行う。

一方、目玉となるアニメとのコラボイベントは、距離を取ったスペースを確保し、感染対策を行った中で開催するとの説明がありました。

また、委員からは、まつり会場のレイアウトに関する質問などが複数ありました。

続いて、8月30日の委員会では、総務課から3点の説明および報告がありました。

1点目、地方公務員の定年引き上げについて、来年度から地方公務員の定年が現在の60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられる。給与に関する措置として、60歳を超える職員の給料月額が60歳前の7割水準とするなどの説明がありました。

2点目、第2回土庄町官製談合再発防止対策検討委員会についての報告がありました。議題は、官製談合再発防止対策についてと今後の委員会の進め方についてである。

対策を 6 つに分類し、①情報漏えい対策の徹底、②公平性・競争性の確保、③ペナルティ措置の拡大、④執行体制等の改革、⑤監視・検証体制の強化、⑥職員の倫理、服務規範の徹底についての議論がされた。なお、この対策は検討段階のものであり、今後さらにブラッシュアップされた内容になる予定である。

第 3 回の委員会は、10 月下旬から 11 月上旬に開催されるとの報告がありました。

委員から「検討委員会に対し、何か感じているところは」との質問に、副町長から、普通の委員会と違い、事務局とすり合わせしながらではなく、委員会が先行して、「何々の事案についてはこうあるべき」という方針を出すように委員が議論をしているので、相当踏み込んだ方針が出てくるものと感じているとの回答がありました。

3 点目、豊島における常備消防の配置について、これまでの経緯の説明のあと、将来の豊島の救急搬送体制の継続には、常備消防の配置が喫緊の課題として考え、広域での総務課長協議、小豆地区行政事務組合運営協議会を経て、正副管理者の協議の場で来年度より消防本部から豊島への消防職員の配置についての合意が得られた。先月の小豆地区広域事務組合運営協議会において、配置に係る経費が示され、2 町の負担のもと、令和 5 年度から配置されることとなったとの説明がありました。

次に、企画財政課から 3 点報告がありました。

1 点目、第 7 次土庄町総合計画の進捗状況について、6 月に住民アンケートを実施し、配布枚数は 1000 票で回収率 40.1%であった。高校生アンケートも全校生徒を対象に実施し、現在集計中である。

7 月 30 日に振興計画審議会を開催し、総合計画の概要、住民アンケート結果速報、今後のスケジュールについて確認した。

8 月 21 日に住民ワークショップを午前・午後の 2 回開催し、計 61 名が参加し、活発な意見交換が行われた。

委員から「ワークショップの雰囲気は」との質問に、活発な意見交換が行われて、雰囲気も穏やかであり、積極的な発言が全体的に見られたとの回答がありました。

2 点目、地域おこし協力隊について、現在隊員数は 7 名となっており、今年度 1 名委嘱予定で、今後 2 名採用したいと考えている。

対象経費には、特別交付税措置がある。

今年度から半期ごとに、年 2 回活動報告会を予定しており、公式 SNS や広報とのしょうで日々の活動等を掲載しているとの報告がありました。

3 点目、大学等のフィールドワークや共同研究などの実践の場として、産官学協働によるまちづくりを推進するため「土庄町域学連携交流事業」を展開して

おり、土庄町域学連携交流施設「夢すび館」を事業の拠点としている。

この交流事業として、小豆島中央高校との連携事業や包括連携協定を締結している 4 大学と継続的に交流を実施している。今年度は、その他の大学とも連携を広げている。将来の交流人口の増加に向け新たな情報発信を含めて取り組んでいきたいとの報告がありました。

次に、建設課から 2 点説明がありました。

1 点目、沖之島離島架橋事業の現状について、①工事の進捗状況について、②官製談合事件により契約解除した、タチバナ・土庄特定建設工事共同企業体との前払金返還・前払金利息及び違約金についての説明、③沖之島架橋と沖之島渡船における今後 50 年にかかる維持管理費の比較についての説明があり、維持管理費については、概算ではあるが架橋整備を行ったほうが経済的と思われるとの説明がありました。

委員から「維持管理費には、国・県の補助金があるのか」との質問に、点検および修繕も補助対象となるので活用していきたいとの回答がありました。

2 点目、新開川整備事業について、今年度、新開川の流末に新開第 2 ポンプ場の貯水槽建設を施工し、機械設備を発注予定である。令和 5 年以降において、操作盤、新設ポンプの整備を計画しているとの説明がありました。

次に、農林水産課から 2 点説明がありました。

1 点目、農林水産業原油価格高騰対策緊急支援事業として、昨今の原油価格高騰により燃料価格が高騰し、施設園芸を営む農業者、船舶を使用する漁業者に深刻な影響を及ぼしていることから、これらを緩和する措置の一環として、原油価格高騰に係る緊急支援金を支給したいと考えている。対象は農業、林業、水産業で合計 170 件余り、約 1160 万円を見込んでいる。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定である。

2 点目、唐櫃漁港海岸高潮対策事業について、香川県から地震・津波対策の検討を追加するよう要請があり、新たに地質調査業務が追加され、唐櫃自治会、唐櫃漁協の関係者に説明会を開催した。地質調査業務の費用は、約 2200 万円を見込んでおり、今年度は測量業務と地質調査業務を実施する。不足額は 9 月定例会で補正を予定している。負担割合は、国 55%、県 22.5%、町 22.5%であるとの説明がありました。

次に、商工観光課から説明が 3 点、報告が 3 点ありました。

1 点目、貨物自動車運送事業者等支援事業については、香川県トラック協会小豆島支部からの要請を受け、小豆島町と足並みをそろえ、コロナ禍において、原油価格の上昇、物価高騰に直面している町内の貨物自動車運送業者および貨物軽自動車運送業者に対して負担の軽減および経営の支援を図るものである。

2 点目、販路開拓支援事業については、国内外で新規に販路開拓に意欲的に取

り組んでいる町内事業者に対して、県外またはオンラインで開催される展示会等に出展するための対象経費を補助するものである。3分の2の補助率で、補助限度額は20万円、受付期間は10月上旬から1月末までを予定している。

3点目、地域一体となった観光地の再生観光サービスの高付加価値化事業について両町と島内の民間事業者と連携して、小豆島観光再生活活性化会議を中心に、観光振興に取り組むもので、内容としてはモニターツアーの実証実験とその動態調査、路線バスが運行していない銚子溪線の実証実験を行う事業があり、2分の1の補助があるとの説明がありました。

委員から、「宿泊施設の休業により、宿泊のキャパシティが少なくなっている。今後の観光客のニーズを満たす宿泊施設のスタイルを調査する項目も検討してほしい」との意見がありました。

続いて、報告について、1点目、瀬戸内国際芸術祭夏会期について、8月5日から8月15日までの11日間のみに来場者数ではあるが、他の会場が減少している中で、豊島・小豆島とも前回とほぼ同様の数字となっており、注目作品が小豆島・豊島で多く展開されたこともあり、人気うかがえる結果と感じている。引き続き、コロナ対策をしっかりと進めていきたい。

2点目、小豆島まつりについて、コロナの影響もあり、総踊りを中止したが、来場者は3000人を超える盛況ぶりで、地域経済への波及効果もあったと思っている。

3点目、第36回日本一どでカボチャ大会が9月18日に開催される。今年度はフレトピアフェアと共催で例年通りの内容で行う予定であるとの報告がありました。

最後に、継続審査となっている「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員である鈴木議員から改めて趣旨説明を受けた後、審議を行いました。

種子法が廃止されたことによる問題点と種子条例が必要な根拠について、議論を行いました。委員から「受け取り方に個人差があり、もう少し地元の意見を聞いて、その資料とあわせて、委員も勉強したい」との意見があり、賛成多数で継続審査との結論に至りました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和4年8月30日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その

内容を報告いたします。

はじめに、教育総務課から児童生徒のタブレット端末の活用についての報告があり、教育委員会の方針としては、家庭での持ち帰り学習について、家庭の通信格差、長時間利用による健康被害、趣味嗜好など無関係なコンテンツの利用、盗難・紛失、情報漏えい等の問題に注意が必要である。教育委員会、学校、保護者が連携し、家庭内での子どもたちが安全安心に利用できるよう取り組む。段階的なタブレット端末の持ち帰りを実施し、効果的な活用を図る。

2学期から土庄中学校、豊島中学校で段階的に、最初は休日の間だけ使う方法を取りつつ、慣れてくると毎日持って帰ることを考えている。実施の内容については、タブレットにAIドリルをインストールし、オンライン（オフラインに後で訂正あり）での利用を想定している。

次年度以降は、持ち帰りの中で検討していく。試験期間で3カ月行ってみて、保護者、先生から意見をいただくよう考えているとの報告がありました。

委員から「オンラインになればサイバー犯罪の危険性があるので、研修等を行ってほしい」と、意見がありました。

次に、生涯学習課から中央公民館事務室改修の説明があり、社会福祉協議会が総合福祉会館から移転して約1年経過し、1階事務室を社会福祉協議会と中央公民館の事務室として共用してきたが、社会福祉協議会では、福祉分野の相談を日々行っているため、相談内容が公民館側に聞こえてしまうことが問題となっている。

対策として、間仕切り壁の設置を行い、相談内容が聞こえないように改修を予定している。併せて、入口の窓付きドアの取り換えと間仕切り壁設置に伴い、公民館事務室側にエアコン設置も予定しているとの説明がありました。

委員から「工事費用は」との質問に、概算で約150万円との回答があり、その他、音が漏れないよう配慮した壁にしてほしいと意見がありました。

続いて、健康福祉課から3点ありました。

1点目は、デマンドタクシー（乗合タクシー）について、各地区の地元説明会において、利用料金に対して多数の要望を受け、利用者の促進を鑑み、一律の利用料金を一台当たりの利用人数で割る料金に改正した。また、年内をめどに登録者にアンケートを送付し、来年度以降の実施に向けた資料を作成していきたいと説明がありました。

2点目は、新型コロナウイルス感染症および物価高騰により影響を受けた介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保険医療機関等が質の高いサービスを継続して提供できるよう事業所等支援事業を考えている。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策用品等購入費補助事業で、感染対策用品等の購入費の一部または全部を補助する事業で、1事業所20万円を上限と

する。

2つ目は、コロナ禍における物価高騰対策補助事業で、コロナ禍における原油価格、電気、ガス料金等の高騰による、かかり増しの経費について事業者等に補助する事業で宿泊を伴わない事業所は、一事業所一律10万円、宿泊を伴う事業所は、一事業所当たり一律5万円に定員数に1万円を乗じた額を加算した額を補助する。

2つとも、補助対象事業所は39事業所で、実施時期は10月1日を予定しており、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するとの説明がありました。

3点目は、新型コロナウイルスワクチン接種、オミクロン株対応ワクチン接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて、オミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種の議論が行われ、初回接種を完了したすべての住民を対象に接種を実施することを想定して、各自治体に準備を進めるよう方針が示された。ワクチンの種類は、オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンが使用される見込みであり、接種の実施、対象者、接種間隔は引き続き審議中である。土庄町では、初回接種を完了している者1万720人の8割の接種を見込み、個別接種と集団接種での実施を計画しているとの説明がありました。

委員から「4回目を打った人も対象になるのか」との質問に、「4回目打った人も5回目の対象になる」との回答がありました。

次に、住民環境課から2点。

1点目、土庄町一般廃棄物最終処分場について、新たに追加する最終処分場建設候補地2カ所の説明があり、今回は、これまで選定した計8カ所の候補地の実現性や課題について、総括・比較表を示したいとの説明がありました。

委員から「今までの8カ所の候補地からメリット・デメリットを含めて最終候補地を絞っていくのか」との質問に、この8カ所から絞っていくとの回答がありました。

2点目、ドローンの実証実験について、令和2年度にドローンの試験飛行と計画策定を行った。3年度に実証実験を行い、4年度には実運用の予定であった。

しかし、実証実験を行う予定であった佐川急便が、広島県大崎上島町の試験飛行中にドローンの墜落事故を起こし、実証実験から撤退するようになった。そのため、新たな事業者を探さなければならなくなったが、採算性の確保の課題もあり、昨年度は見つからず、現在も募集中である。最悪、令和5年度に実用化できない場合は、2年度の計画策定や試験飛行に要した補助金500万円の返還が必要になる。さまざまな手段を講じて代替りの事業者の確保に努めているとの説明がありました。

委員から「実証実験だけじゃなく、実用化もしないといけないのか」との質問に、ドローンを使ったルートを確定し、災害時に使えるような体制ができていけばよいとの回答があり、「採算性の問題というのは」との質問に、計画策定をした中で、1回のフライト費用が高くコスト面では厳しいとの回答がありました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長 三木俊明君。

○議会活性化特別委員長（三木俊明君）

閉会中の令和4年7月20日に議会活性化特別委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

今回は、タブレットの有効活用について協議しました。

委員からタブレットの有効な活用方法について、ワード・エクセルソフトを入れて、資料作成ができるようにしたらどうか。町条例・規則等、法令を検索できる機能を追加したらどうか等の提案、質問がありました。

提案等に対して、対応できるものに関しては、早急に対応することとし、技術的な問題、費用的な問題があるものについては、今後調査、検討することとしました。

今後の委員会の進め方として、完全ペーパーレス化に移行予定であるので、引き続き、タブレットの有効活用に向けて協議を進めていく。並行して、新しい委員会構成になってから、議会基本条例について協議を行っていないので、次のテーマとして取り組んでいくことになりました。

事務局から、執行部側もノートパソコンを議場に持ち込むことを検討している。それに伴い、議会会議規則の改正が必要であるので、9月定例会に向けて手続きを進めていくとの報告がありました。

以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

継続審議となっております香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書についてですけれども、鈴木美香町議、そして私、福本耕太、大野一行町議3人で紹介議員となって、この審議を求めてきているわけですけれども、総務建設常任委員会の中でですね、専門家やビデオを使った資料を使ったですね、説明会を開きたいということで、鈴木町議のほうから代表して総務建設常任委員長のもとに提案をさせていただいたと思います。

しかし、委員長の権限ということで、この資料を使った説明会、学習会を委員会の中で行うことを認めなかったということが事実としてあったということですが、委員長にお聞きしたいのがですね、資料を使った、また専門家の先生やビデオを使った説明をやれば、より理解が深まっていくと思うんですけれども、それを委員会の中でさせなかった理由というのはどこにあるのでしょうか。

また、あの、まずそれを聞きたいと思います。資料を使った説明を委員会の中で行わなかった、認めなかった理由というのはどこにあるのか答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

あの、委員会というもので限られた時間の中で、いろんな質疑が議題が上ってきます。その中で、今回の種子条例のビデオ上映とか資料を使った説明をする前に、われわれ議員がもっと実質的に勉強会を開いて、その分の内容を十分に理解した上で、委員会で協議をし、可決するかしないかを審議するのが委員会のかたちであると思われましたので、私のほうで事前に勉強会をするように勧めました。以上です。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

時間を要するとおっしゃってるんですけれども、何回でも委員会を開くことができます。毎日やってもいいんですよ。その毎日やる中で、毎日というか、何回やっても、何回開いてもいい委員会の中で、まず、提案者のほうから専門

家の大学の先生ですかね鈴木さん、専門家の方、あとビデオを使ってより詳しくこの資料を見ていただきたいという提案があったのに、それよりも先に個人で調べてっていうふうにおっしゃいましたけど、個人で調べて議論するような委員会さえ開かれてないんですよ、まず。

そういう、そのための総務建設常任委員会の、この条例の継続審議を行う委員会が開かれてはいないんですよ。だから、実際的にはこれが提案されて、7月の28日の委員会まで1回もこれ審議されてないんですけども、その間に鈴木委員のほうから、このビデオを使った、また、専門家の話を資料を使ってやりたいという提案があったんですけども、別に今委員長がおっしゃった個人で勉強するというのであれば、これをやった後でもできるはずなんですよ。それを、僕が聞いているのはなぜ認めないのかと。

委員会の中で継続審議しますよと、しっかりこれから勉強しますよということを議決しているのに、なぜそのしっかり勉強することをしないのか。

提案が、まあ私たち3人を代表して鈴木委員が提案しましたけども、それを委員長として認めない理由というのは、私には皆目検討がつかないんですけども、それどうしてなんでしょう。委員会の中で、こういう会、ビデオを見る、専門家の話を聞くという会を、そういうのを認めなかった理由というのは。答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

福本議員の質問にお答えいたします。

私の考えは、今までの皆さんと同じように自己の研鑽をするために、みんな勉強会を開いて、一つの物事に対して、先にみんな勉強会を開いて内容を理解した上で、委員会で討論をしましょうということは、皆さんにお伝えしております。

それで、今、委員会を何回開いてもいいというようなお話だったんですけど、はっきり言いまして勉強会も何回も開いてもええと思います。われわれ議員なんですから。それを、あのときは6月の委員会のときに、9月の定例会に向けてみんな勉強会を開いて、このかたちで、この種子法がどういうものであるか。制定された後、どういうことになって県民の農業従事者が利益を被るようになるのか勉強しましょうということが委員会で審議されて、決定されました。

その後、はっきり言いまして、委員会の前の日に鈴木議員のほうからビデオを見る勉強会をしてもらいたいというようなことで、勉強会を開いて、その上で総務建設常任委員会にかけました。

私は、この間の間で勉強会何回でもいいんですよ、われわれ議員で町民のた

め出とんですから。それを、委員会でなければいけないという理由が私には分かりません。そういうことです。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

勉強会、勉強会と繰り返されるんですけど、勉強会って何ですか、そもそも。委員会は、常任委員会は常任委員会なんです。議員必携ご覧になられたら分かると思うんですけど、委員協議会というのは開くなど、はっきり書いてるんですよ。

委員会というのは議会で議決されて、委員会を開きますということを決めて行っている公式の会議でございます。公式の会議の中で、専門家を呼んだりとか、資料を使って行うのが勉強会。ですから、公式の委員会とは別に、勉強会を開くということ自体が委員会を開いていないということになるんです。

私が言っているのは、公式の委員会の中で、常任委員会の中できちんと審議すると議決したんだから、公式の常任委員会の中できちんと審議をしないといけない。その中に専門家やビデオを使って勉強するという、もちろんいろんな人が持ち寄った資料もやったらいいんですよ。勉強会という勝手なものを持ち込むんじゃなくて、総務建設常任委員会の中できちんと全部を審議していくというのが、議会の当たり前のやり方です。正当なやり方です。常任委員会とは別に、そとに勉強会を置くとか、そういうことは認められていないはずですよ。

私が言っているのは、そういうことです。だから、3回しか質問ができませんので、今、継続審議になってますから委員長にお願いしたいのは、きちんと総務建設常任委員会の中で専門家を呼んで、これ議事録にも残りますから、だから、総務建設常任委員会の中で専門家を呼んで、ビデオを上映して使って、各委員さんたちの意見なんかも、勉強して持ち寄ったなんかもその中で出して、きちんと見える、議会の表舞台の中でこういった審議を進めていただきたいということを申し上げます。

継続審議になってますので、最後の質問ですけれども、この継続審議の中でもう一度、きちんと表舞台として専門家それからビデオを使った協議やっていただけますでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

総務建設委員会としてやるか、やらないかというのは、総務建設常任委員会の全員の意向の中で決定したいと思います。

それで、先日の総務建設常任委員会で、そもそも個人の勉強うんぬんについては、紹介議員の鈴木議員のほうから種子法や何やかいの勉強は、こんな勉強会や委員会を開かなくても、それぞれの議員さんがまず勉強することやというふうな発言がございました。総務建設の委員さんは覚えておると思うんですけど、会議録にも残ってます。

そういうことでありますけども、勉強会を開かない、それから総務建設委員会で、この議題を取り上げて討議をするということにつきましては、委員会の全員の話の中で決めたいと思います。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～諮問第2号）

○議長（高橋正博君）

日程第4、議案第1号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第3号）の件か

ら、日程第 25、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、令和 4 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。

歳出としまして、14 ページ、15 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、6 目 財産管理費の管財事務費は、需用費として庁舎等の電気料上昇による不足見込み 670 万 5 千円を計上しています。電力自由化により、これまで香川銀行（香川電力と後に訂正あり）と契約しておりましたが、3 月に契約期間満了を迎えたことから、次期契約のため入札を実施した結果、燃料費高騰のあおりを受け落札者がいませんでした。このため、セーフティネットとして中国電力と随意契約により電気最終保障供給契約となりました。今後も更なる燃料費の高騰を受け、契約単価が上昇する可能性があり、学校や体育施設などでも電気料の予算不足が見込まれております。

また、東洋紡跡地整備のための工事費として、539 万 9 千円を計上しています。工場建設時に建てられたコンクリート塀が、老朽化のため危険であることから、昨年度撤去工事を行いました。その際、物価高騰の影響により予算が不足したことから、工区を分けて竣工を迎えたため、工事全体としてはまだ完了しておらず、加えて、町有地と民地の間に深い水路があるため、転落防止のフェンスを設置するための経費でございます。

フェンスにつきましては、旧土庄高校グラウンドと新庁舎との間で不用となっておりますフェンスを再利用し、経費を削減いたします。

9 目 自治振興費の自治振興助成事業は、自治会振興助成金として、大木戸自治会へ集会所の漏水修繕のための助成金 28 万 5 千円を計上しています。必要経費の 3 分の 1 を補助いたします。

10 目 防災行政無線費の防災行政無線管理事業は、8 月 17 日早朝、豊島の壇山にある防災行政無線中継局の周辺に落雷があり、中継局内設備の一部が故障したため、施設修繕費 123 万 3 千円を計上しています。

17 目 臨時特別給付金事業費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業

は、令和 3 年度に概算払いにより収入済の国庫補助金の実績による不用額返還金 5930 万円を計上しています。

中段にまいります。

3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業は、マイナンバーカードのさらなる交付率向上のため、会計年度任用職員を 1 名増員し、自治会等への出張交付の機会等を増やすための経費 117 万 2 千円を計上しています。

下段から 16 ページ、17 ページにかけまして、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、2 目 高齢者福祉費の感染対策用品等購入費補助事業 400 万円は、福祉施設において今年度の 4 月から 2 月までに購入する感染症対策用品等の購入に係る経費に対し、一事業所当たり 20 万円を補助します。対象数は 20 事業所です。

続いて、コロナ禍における物価高騰対策補助事業 366 万円は、先ほどと同じ事業所を対象に、光熱費の高騰によるかかり増し経費について、宿泊を伴うかどうかにより補助単価を分けております。宿泊を伴わない事業所は 10 万円、伴う事業所は 5 万円に定員数×1 万円を加算した額を補助いたします。

3 目 障害者福祉費の感染対策用品等購入費補助事業 80 万円は、障害福祉施設において、今年度の 4 月から 2 月末までに購入する感染症対策用品等の購入に係る経費に対して、一事業所当たり 20 万円を補助します。対象数は 4 事業所です。

続いて、コロナ禍における物価高騰対策補助事業 95 万円は、同じ事業所を対象に光熱費の高騰によるかかり増し経費について、宿泊を伴うかどうかにより補助単価を分けています。宿泊を伴わない事業所は 10 万円、伴う事業所は 5 万円に定員数×1 万円を加算した額を補助いたします。対象数は 4 事業所です。

7 目 国民健康保険費の国民健康保険事業 55 万 3 千円は、国民健康保険事業特別会計への繰出金です。

下段にまいります。

2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付事業は、令和 3 年度に収入済の国庫補助金について、実績により不用となった 417 万 4 千円を返還いたします。

続いて、子育て世帯臨時特別給付金事業は、こちらも令和 3 年度に収入済の国庫補助金について、実績により不用となった 258 万 9 千円を返還いたします。

9 目 こども園費の公立認定こども園維持管理費は、各こども園の電気料上昇による不足見込み 314 万 6 千円を計上いたしております。

続いて、四海こども園建設事業は、水道本管から旧双葉保育所への引込管の撤去に係る経費 99 万円を、工事請負費の請負残から需用費の施設修繕費に組み替えをいたします。

18 ページ、19 ページをお願いいたします。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費の感染対策用品等購入費補助事業 300 万円およびコロナ禍における物価高騰対策補助事業 150 万円は、先ほど説明しました高齢者福祉費、障害者福祉費と同様の目的で、保健医療機関に対し補助いたします。対象数は 15 事業所です。

2 目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、オミクロン株に対応したワクチン接種体制の確保に係る必要経費 4326 万 8 千円を計上しています。全額、国費が充当されます。初回接種を完了した全住民を対象に実施することを想定しておりまして、早ければ 10 月半ば以降より接種が開始される見込みです。

3 目 環境衛生費の環境対策事業 130 万円は、琴塚自治会が実施する自治会所有の空き家撤去に係る経費を補助いたします。

下段にまいりまして、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、1 目 農業委員会費の農業委員会事務費は、農業委員が農地利用状況調査の際などに利用するタブレットの導入関係費 56 万 8 千円を計上しています。全額、県費が措置されます。導入後は、耕作地や遊休農地の把握をデータ化することにより、既存システムに連携させることが可能となります。今後は、農業の基礎計画であります「人・農地プラン」への反映を目指しています。

20 ページ、21 ページの上段にまいります。

3 目 農業振興費の農業振興事務費は、令和元年度に小豆郡で実施したオリーブサミットがコロナウイルス感染拡大により開催中止となっておりましたが、鹿児島県日置市で開催されることが決定したため、不足する旅費 5 万 2 千円を計上しています。

続いて、原油価格高騰対策緊急支援事業は、原油価格の高騰による影響を緩和するため、1 次産業者に対して燃料購入費を補助します。総額 1162 万 4 千円を見込んでおり、ここでは農業者への負担金補助 360 万円を計上しています。

中段にまいります。

2 項 林業費、1 目 林業振興費の林業補助事業は、森林整備対策として、土庄町森林組合に対し、機器購入費 82 万 5 千円を補助いたします。総事業費 330 万円に対し、県補助金 165 万円、残りを町と森林組合が折半いたします。

財源として、森林環境譲与税を充当いたします。

続いて、森林整備促進基金積立金費は、先ほど説明いたしましたとおり、森林環境譲与税の充当に伴い基金積立金を減額するものであります。

続いて、原油価格高騰対策緊急支援事業は、原油価格の高騰による影響を緩和するため、農業者と同様に林業者に対して燃料購入費を補助します。ここでは林業者（土庄町森林組合）への負担金補助 4 万円を計上しています。

下段にまいります。

3 項 水産業費、1 目 水産業振興費の原油価格高騰対策緊急支援事業は、原油価格の高騰による影響を緩和するため、農業者、林業者と同様に水産業者に対して燃料購入費を補助します。ここでは漁業者への負担金補助 798 万 4 千円を計上しています。

下段から 22 ページ、23 ページにかけまして、2 目 漁港建設費の唐櫃漁港海岸整備事業は、当初予算に高潮対策のための護岸整備に係る実施設計等委託料を計上しておりましたが、県より地震・津波対策などの防災対策に対応した護岸整備とするよう要請があったため、ボーリング調査の追加経費 1300 万円を計上しています。

財源としまして、国費 715 万円、県費 292 万 5 千円を充当いたします。

下段にまいります。

7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の貨物自動車運送事業者等支援事業は、香川県トラック協会小豆島支部より燃料費高騰による事業者支援の要望を受け、燃料費負担の軽減のための支援金 2200 万円を計上しています。

続いて、販路開拓支援事業は、コロナ禍における産業支援策として、国内外で新規販路開拓を行う法人および個人事業主に対して、展示会等の出展に係る経費を補助いたします。事業費 650 万円でございます。補助は、想定される必要経費の 3 分の 2、上限 20 万円としております。30 事業者の申請を見込んでおります。また、町内事業者への周知、問い合わせ対応、相談、申請書作成補助について商工会への委託により実施をいたします。

3 目 観光費の観光団体・イベント助成事業は、小豆地域の面的な観光振興を行うため、地域内の民間事業者が主体となった小豆島観光再生活活性化会議を設置し、事業を展開するための負担金 250 万 4 千円を計上しています。土庄町、小豆島町ともに行政は顧問として参画いたします。

事業としましては、①観光周遊性向上のために土庄港から寒霞溪まで観光バスを運行する実証実験、②島内の観光施設および観光スポットと連携しながら周遊性を持たせたファムツアー（モニターツアー）を実施します。当会議が各事業の 2 分の 1 の国費を受け、残りを行政と民間事業者が負担します。

①の観光バス実証実験は、土庄町が 50 万 4 千円を負担し、②のファムツアーは、400 万円を小豆島町と折半し 200 万円を負担いたします。

続いて、地域資源活性化事業は、商工観光課に配置しております地域おこし協力隊の活動経費に係る節の組み換えでございます。

24 ページ、25 ページの上段にまいります。

8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費は、町道 2 路線の修繕費 132 万円です。

2目 道路新設改良費の町道新設改良事業は、町道2路線の改良工事および土地購入費2件、合わせまして229万8千円です。

中段にまいります。

3項 河川費、1目 河川総務費の自然災害防止事業（河川）は、新開川ポンプ場整備の工事過程で打った鋼矢板を抜くと隣接地の民地に影響が出る可能性があるため、留置する鋼矢板（リース品）の買い取り経費として100万円を計上しています。

下段にまいります。

4項 港湾費、1目 港湾管理費の港湾施設維持管理費は、江島港の海岸に降りる階段に取り付けている連絡防止柵が老朽化のため破損しており、修繕費24万2千円を計上しています。

26ページ、27ページの上段にまいります。

6項 住宅費、1目 住宅管理費の民間建築物耐震対策支援事業は、申請要望件数が増えたことにより耐震診断補助金9万円および耐震改修工事補助金300万円を計上しています。財源としまして国庫補助金153万3千円、県補助金77万8千円を充当いたします。

続いて、民間住宅耐震化リフォーム支援事業は、先ほどと同様に申請要望件数の増加により60万円を計上しています。

中段にまいります。

9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費の常備消防事務費は、小豆広域の常備消防に係るコロナ対策用品等の購入費、および来年度4月より予定している豊島に配置される消防職員に係る必要物品等の準備に対する負担金としまして309万2千円を計上しています。

2目 非常備消防費の消防団運営事業は、現場経験の不足に伴う消防力の低下が課題となっていることから、模擬家屋を燃焼させるリアルな消火訓練を通じて得られる知識・技術の習得を図るため、模擬家屋設置処分の委託料200万円を計上しています。

財源としまして、消防団の力向上モデル事業委託金200万円を充当いたします。

下段にまいります。

10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費の小学校維持管理費は、各小学校の電気料上昇による不足見込み545万7千円を計上しています。

28ページ、29ページの上段にまいります。

3項 中学校費、1目 学校管理費の中学校維持管理費は、中学校の電気料上昇による不足見込み473万2千円を計上しています。

中段にまいります。

4 項 社会教育費、2 目 公民館費の公民館維持管理費は、中央公民館の消防設備点検の際に誘導灯の不備が見つかりましたので、修繕費 22 万円を計上しています。また、中央公民館 1 階の事務所部分に社会福祉協議会が入っていますが、入口ドアに窓をつけることで、社会福祉協議会を訪れる方に職員が在室していることを分かりやすくするとともに、相談業務等でのプライバシー確保ができていないことから、事務所内に間仕切りを設置するための経費 113 万 9 千円、合わせて 135 万 9 千円を計上しています。

さらに、間仕切りを設置することにより、生涯学習課の執務スペースにエアコンがなくなることから、新たなエアコン設置費用 38 万 1 千円も計上しています。

4 目 図書館費の中央図書館運営事業は、在職中の会計年度任用職員が司書の資格を取得したことから、職種区分が変更となり、これに伴い基本給が増額となるため、不足見込額 13 万 8 千円を計上しています。

続いて、中央図書館維持管理費は、施設の老朽化により、玄関自動ドアが故障しているため施設修繕費 20 万 6 千円を計上しています。

また、小豆島ライオンズクラブおよび千軒出身の和紙アート作家である西滝様より図書購入のための寄付金 14 万円をいただきました。寄附金の全額を図書購入費に充当いたします。

8 目 放課後子ども教室費の放課後子ども教室事業は、今年度 5 月より通勤手当の支給対象となる方がコーディネーターとして勤務しており、不足額 9 万 4 千円を計上しています。

下段にまいります。

5 項 保健体育費、2 目 中央学校給食センター費の中央学校給食センター維持管理費は、給食センターの電気料上昇による不足見込み 125 万 1 千円を計上しています。

30 ページ、31 ページにまいります。

3 目 体育施設費の体育施設維持管理費は、野外活動センター、高見山公園、総合会館、各体育館、各グラウンドの電気料上昇による不足見込み 954 万 8 千円を計上しています。

また、戸形体育館の割れたガラス等の修繕費 26 万 6 千円、刈崎体育館のトイレの和式トイレから洋式トイレに改修する費用 75 万 8 千円、合わせまして 102 万 4 千円を計上しています。

1 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、繰越金を充当しております。今回の補正額は 2 億 3225 万 3 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 96 億 34 万 2 千円となります。

次に、議案書 33 ページをお開きください。

議案第 2 号 令和 4 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 44 ページ、45 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の一般管理事業は、特別調整交付金の申請等に係るシステム改修に要する経費 21 万 9 千円を計上しています。特別調整交付金 16 万 5 千円および一般会計からの事務費繰入金 5 万 4 千円を充当します。

中段にまいります。

2 款 保険給付費、6 項 傷病手当金、1 目 傷病手当金の傷病手当金は、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルスに感染、または発熱等により同感染症が疑われる被用者に対し、収入がなくなることにより生活が困窮することを防ぐための手当金 36 万円を計上しています。

財源として、全額、特別調整交付金を充当します。

下段にまいりまして、5 款 保険事業費、3 項 特別総合保健事業費、1 目 保健運営事業費の特別総合保健施設運営事業は、やすらぎプラザの維持管理に係る事業において、電気料上昇による不足見込み 210 万円、バッテリー切れによる非常灯 18 台の取り替え修繕費 39 万 2 千円を計上しています。

財源として、特別総合保健事業費繰入金 49 万 9 千円を充当します。不足する額は、財政調整基金繰入金により賄います。

33 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 307 万 1 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと、19 億 2944 万 3 千円となります。

次に、議案書 47 ページをお開きください。

議案第 3 号 令和 4 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 58 ページ、59 ページをお願いします。

6 款 諸支出費、1 項 償還金及び還付加算金、1 目 償還金の返還金事業は、昨年度の国庫負担金等の精算により、不用となった返還金 9783 万 4 千円を計上いたしております。

47 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 9783 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと、21 億 6441 万 6 千円となります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案第4号からご説明申し上げます。

議案書の61ページをお開きください。

議案第4号 令和3年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案書の62ページをお開きください。

議案第5号 土庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第2項に規定する個人番号の独自利用を行う事務等を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の64ページから70ページをご覧ください。

議案第6号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

妊娠、出産、育児等と仕事との両立支援のため、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

先ほどの提案理由の説明の中で、訂正がございますので、ここで申し上げます。

議案第1号、令和4年度土庄町一般会計補正予算（第3号）の2款 総務費、1項 総務管理費、6目 財産管理費の管財事務費の中で、電力自由化により、これまで香川電力と申し上げるところ、香川銀行と申しました。香川電力に訂正をいたします。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議案書 71 ページをお開きください。

同意第 1 号 土庄町農業委員会の委員の任命についてでございます。

令和 4 年 11 月 30 日をもって土庄町農業委員会の委員の任期が満了するため、新たに岡本孝幸氏を土庄町農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めらるるものでございます。

以降、84 ページの同意第 14 号まで、14 名の同意案件でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案書 85 ページをお開きください。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の佐々木明美氏が令和 4 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めらるるものでございます。

次に、議案書 86 ページをご覧ください。

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦については、新たに平野眞理氏を本町の人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めらるるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から諮問第 2 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 3 号までと、議案第 5 号から議案第 6 号までにつきましても、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分にご理解の上、質問のある方はご発言願ひします。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 2 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 3 号、議案第 5 号～議案第 6 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、議題となっております、議案第1号から議案第3号までと、議案第5号から議案第6号までの各議案については、土庄町議会会議規則第38条第1項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までと議案第5号から議案第6号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

11番 木場隆司君。

○11番（木場隆司君）

先ほどの教育民生常任委員会の報告で訂正させていただきます。

教育総務課のタブレット AI ドリルをインストールし、オフラインでの利用を想定しているが正解ですけれども、オンラインと言ったそうですので、オフラインに訂正いたします。失礼いたしました。

採決（同意第1号～同意第14号、諮問第1号～諮問第2号）

○議長（高橋正博君）

日程第10、同意第1号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第11、同意第2号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
同意第 2 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 12、同意第 3 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略
いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案に対する討論を省略いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
同意第 3 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 13、同意第 4 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略
いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案に対する討論を省略いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 4 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 14、同意第 5 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略
いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 5 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 15、同意第 6 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略
いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 6 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第16、同意第7号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第7号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第17、同意第8号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決します。

お諮りします。

同意第8号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第18、同意第9号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りします。

同意第9号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第19、同意第10号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第10号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 20、同意第 11 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 11 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 21、同意第 12 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 12 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 22、同意第 13 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 13 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 23、同意第 14 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 14 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 24、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、適任とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第25、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、適任とすることに決しました。

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

日程第26、発議第1号 決算特別委員会の設置については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

発議第1号について、趣旨説明をさせていただきます。

決算特別委員会の設置について、別紙のとおり、土庄町議会会議規則第13条第1項および第2項の規定により提出いたします。

令和3年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第109条および土庄町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置しようとするものであります。

委員会の名称、決算特別委員会、設置の期間、議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。委員の定数7人。設置の理由といたしましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

発議第1号 決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで休憩し、議案の配布をいたします。

休 憩 午前 11 時 23 分

再 開 午前 11 時 26 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第1号）

○議長（高橋正博君）

日程第 27、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会委員に、1 番 小川務君、2 番 井藤茂信君、3 番 大野一行君、4 番 鈴木美香君、5 番 福本達雄君、6 番 三木俊明君、私 高橋正博、以上 7 名の諸君を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。ただいま指名の諸君を、決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思えます。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 28 分

再 開 午前 11 時 30 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長の決定

- 議長（高橋正博君）
休憩中に、決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告いたします。
委員長に鈴木美香君、副委員長に小川務君、以上でございます。

委員会付託（議案第 4 号）

- 議長（高橋正博君）
日程第 28（日程第 7 と後に訂正あり）、議案第 4 号 令和 3 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 議長（高橋正博君）
お諮りいたします。議案第 4 号については、先ほど設置しました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 4 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 28、発議第 2 号「土庄町議会会議規則の一部を改正する規則」については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

発議第 2 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をさせていただきます。

本議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

提出理由といたしまして、本会議における議会及び会議出席者の情報通信端末機器の使用について、議会が貸与するタブレット端末以外の機器の使用を可能にするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

発議第 2 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 29、発議第 3 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

議案の提案理由を述べます。

「三枝邦彦前町長による違法・不正行為及び背信行為を調査し、行政の歪みを正すための特別委員会の設置」を提案いたします。

議会が調査、報告、再発防止策を提案することは議会の責任である。

三枝邦彦氏が議員、町長時代に起こした事件・違法・不正・背信行為は、官製談合の 1 件の限りではありません。詳細は後述しますが、その全容を明らかにし、再発防止策を提起することは議会の責任であります。そのための特別委員会設置を提案いたします。

三枝氏が起こした事件は複数件であります。そのすべてを調査対象にするべきです。

三枝邦彦氏は町長になる以前から、いくつもの問題行動、事件を起こしています。そのすべてを明らかにして、膿を出し切ることが重要です。三枝氏は、議員(議長)時代に、自身が経営するホテルの固定資産に係る固定資産税を滞納し、違法に前町長が、これを欠損処理していました。

いまだに、この問題は、議会として調査されておらず、もちろん、再発防止策も確立されていません。

また、観光客から預かった入湯税を、監査委員や議員から指摘されるまで納

税せず着服していた事件も同様です。さらに、三枝邦彦前町長が職員に命令してプリントアウトさせた特定個人の税情報が、町の記者クラブに投げ込まれ、流出した事件も同様です。

また、本会議や委員会での答弁で、町長が虚偽発言を繰り返す。

また、町長職の自己破産についての認識では、全国に恥じる背信行為、発言を繰り返すなど、行政と議会の品位を損なう事件を起こしておきながら、議会としてこうした行為に今後、どう向き合うのか。対策や防止策がまったく打ち出されていませんどころか、議論も行われていません。こうした問題を一つ一つ丁寧に議論するためには、特別委員会の設置が必要です。

前町長による職員への圧力と職員の忖度が行政を歪めている。双方の是正が必要。三枝氏が起こした事件は、三枝氏が議員(議長)や町長時代に権力を利用して、職員に不当な要求と圧力をかけてきたことが問題であります。しかし、その一方で、町職員による町長への忖度が行政を大きく歪めてきたことも事実であり、双方を是正する体制の構築が必要であります。そのための特別委員会の設置が必要です。以上が提案理由となります。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第3号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第3号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第3号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第3号）

○議長（高橋正博君）

発議第3号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

本件につきましては、6月議会にも提案、提出されました。その際にもお話をさせていただきました。

本件に関しましては、総務建設常任委員会で取り上げるというふうなことで決しております。その中で、今回執行部として、第三者委員会も設置し、幅広く検証し、それに対しての答申がいただけるというふうなことでございます。

内容は、秘密ということですが、先ほどの委員長報告にもありましたとおり、村度抜き行政の色がつかない会議の進め方をしているというふうにお伺いしております。また合わせて、それ以外の件も執行部といたしましては、すべてさらけ出して、それも踏まえた上での委員会を行っているというふう聞いております。

また、特別委員会でございますけれども、来年度、改選期を迎えます。その際には、審議未了でありましても特別委員会は解散となるというふうに思っております。

そのことを踏まえた上でも、非常に総務建設常任委員会として、継続審査、調査とするほうが、この案件に対してはふさわしいというふうなことを考えております、という意味からも今回の件に関しましては反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私は、特別委員会の設置に賛成の立場でお話しさせていただきます。

元町長の問題は談合だけではありません。執行部としても設置していますが、先ほど濱野議員もおっしゃったように、委員会でも対応していると言いますが、それでは十分ではありません。

議会として、議会の責任で設置し、談合以外の問題を一つ一つ検証しなければならないと思います。

本人が辞職したからといってなかったこと、終わったことにはなりません。

土庄町行政で、二度とこんなことが起こらないように透明度を増し、きちんと検証し分析し、起こらないようにしなければならないと再度思います。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

私も賛成の立場で話をいたします。

これは、私が議員になる前から、一町民として取り上げてきた問題でもあります。これ、多くの今町民の皆さんは、あの選挙を通じて結果が出ています。

前町長、得票数からすると、多くの町民の皆さんがさまざまな疑惑の中で、これではダメだという結論をくださったわけです。しかしながら、多くの町民の皆さんは、この提案の中身を一部しか知りません。そして、前前議会でもチェックの機能を果たせないまま、今日まで引き継いできてるわけです。

心ある多くの町民の皆さんは、「議会が変わってくれ」「議会はチェック機関だろう」ということもたくさんの方から言われています。

私たち議員は、多くの町民の皆さんのことを一人一人がそのことを踏まえて議会人として発言をしていく義務があるわけです。

そういう意味では、さまざまなかたちの機関、調査がありますけれども、この調査委員会作って、今度の議会はきちっとしてるということを、この町長が変わった時点で、変わった議会として、新たに出発するというを一人一人の議員が町民の皆さまにお見せしなければならない議会でございます。そういう意味で賛成討論といたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

先ほど濱野議員から虚偽の発言がございました。私が提案していますこの提案の中身といいますのは、官製談合の事件のみを取り扱った問題ではありません。三枝前町長が固定資産税を欠損処理した問題、さまざまな問題を含めた提案でございます。

このさまざまな問題を今、土庄町議会で、総務建設常任委員会で取り扱うということは決めていません。9年前に百条委員会を提案した際に、当時の議員である濱中幸三総務建設常任委員長が、総務建設常任委員会で取り扱えるという言い方をしました。

しかし、9年経った今でも一切取り扱われていません、事実として。こうした

問題をいい加減なままほったらかしにしておいても、土庄町の問題として何一つ解決しないということを申し上げたいと思います。私が、

○議長（高橋正博君）

福本議員、賛成討論のみの思いを述べてください。

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

事実じゃないことは事実じゃないって言うてるんですよ。私が提案しているのは、土庄町に横たわっているすべてのこうした違法、不正の問題をきちんと調査する責任があるということで提案しているんです。それやってないのにやっているとされたから、私は否定してるんです。

きちんとやらなければならない一つ一つを明らかにしていくことが、当たり前前の行政にしていく上では絶対に必要だということは訴えて賛成討論終わります。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よって、本案は、否決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第4号）

○議長（高橋正博君）

日程第30、発議第4号 安倍元首相の国葬に反対する意見書については、議員発議であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

3番、大野です。意見書の説明をいたします。安倍元首相の国葬に反対する意見書でございます。

政府は、9月27日に安倍元総理の「国葬」を日本武道館で行うことを閣議決定しました。史上最長の在任期間、国際社会からの高い評価、国内外からの追悼の意が寄せられていることを岸田文雄首相は理由としています。

「暴力によって命を奪うこと」はあってはならないことです。心から哀悼の意を表します。

しかし、日本国憲法には、「国葬」の規定はありません。

閣議決定だけで安倍元首相の「国葬」に国費（税金）が使われることは言語道断です。

安倍元首相は、森友、加計、桜を見る会問題で数々の虚偽答弁を重ね、民主主義を破壊してきました。

また、史上最大の在任期間でも「北方領土の返還」もなく、北朝鮮による「拉致事件」は1ミリも進展していません。

善良な日本国民から献金の名のもとに財産を奪い、家庭崩壊など深刻な被害をもたらした「カルト宗教でもある旧統一教会」と共存共栄し、関係を深め、日本国民を守るべき立場を放棄してきた責任は極めて重大です。

最近の世論調査でも国民の過半数が「国葬」に反対しています。

よって安倍元首相の「国葬」を中止されるよう強く要望します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第4号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第4号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第4号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第4号）

○議長（高橋正博君）

発議第4号 安倍元首相の国葬に反対する意見書について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

11番 木場隆司君。

○11番（木場隆司君）

安倍元首相の国葬に対し、世論調査で反対意見があることは承知しており、個人として賛成、反対と意見することを否定するものではありません。

しかしながら、意見書の記述のうち、見解が違う部分があり、また、国会で慎重に審議していただくものと認識しておりますので、意見書として提出することについては反対いたします。以上です。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

国葬反対の意見書に賛成です。

理由は5つあります。先ほどの大野議員と重複する部分もありますが、1つ目は、国葬令は国葬が個人崇拝につながり、民主主義と相いれないと戦後すぐに廃止されました。だから、国葬を行う法的根拠はありません。

2つ目、すべて国民は法の下で平等であると憲法にあります。安倍氏だけ国葬で、すべて国費が充てられるなど、特別扱いはこれも憲法違反です。

3つ目、国葬となると、国家が国民に対し、死者への悲しみや悼みを要求します。弔意を強制することになり、それは憲法19条が保障する内心の自由に抵触します。

4つ目、戦前国威発揚のために、国葬が利用されました。国家主義的、全体主義的な気風を彷彿とさせることを危惧します。

そして、最後に安倍氏は反社会的団体の旧統一教会との深い関係が取りざたされ、何も解明されていない中で、国葬により統一教会にお墨付きを与えてしまいます。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番 (大野一行君)

賛成の立場で発言いたします。

皆さんたぶん、ご存知だと思いますが、昨日のニュースでも自民党の中からも意見が出ております。議会で議決すべきだろうと、ご存知だと思いますから省きます。

もう 1 つ問題は、税金の使い方の問題です。

今、日本では 7 人に 1 人の貧困、子どもたちの貧困言われています。あるいは、今回のコロナ禍によって、生活がたいへん苦しんでおられる。さまざま、皆さんご存知ですから言いませんが、税金はそういうところに使っていただきたいという、もう 1 つの問題があります。葬式に反対してるんじゃないんです。自民党葬、国民葬で十分なんです。以上です。

○議長 (高橋正博君)

ほかに討論ありませんか

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (高橋正博君)

8 番 福本耕太君。

○8 番 (福本耕太君)

重複する点があることはお許してください。

そもそも国葬とは、戦前の大日本帝国時代の帝国憲法の下で、天皇や皇族と共に国体保持、つまり天皇制維持のために貢献した人物を天皇から賜るものとして行われた儀式でございます。

戦後の民主主義日本の下では、不適合なものとして廃止された制度です。当然、戦後の日本国憲法上は国葬は違反であり、現在、国葬についての法的規定がないのは、国葬なるものが個人的な葬儀であり、独裁の象徴である。実施は、これを永久に放棄しているからにほかなりません。

忌まわしき軍国主義、独裁主義時代の日本の負の遺産を、民主主義国家日本によみがえらせることなど、常軌の沙汰ではありません。

安倍晋三氏の死を政治利用し、自民党独裁国家建設のプロパガンダにしようという岸田政権の狙いは明白です。具体的に国葬の違憲性について述べます。

憲法 14 条 法の下での平等に反する安倍晋三氏を特別な人間として祭り上げ、巨額の税金を投じて国葬を行うことは、国民の法の下での平等に反する行為であります。

憲法 19 条の思想信条・思想良心の自由に反する弔意の強制に当たります。

岸田首相は国葬について、国葬を国全体として弔意を表す儀式だと定義しています。ところが、この国全体には、当然国民全員が入りますということは、

国民全員に弔意を国が強制することになります。

民主国家に対する岸田政権の独裁制をあらわにしたものであります。

莫大な予算を伴う事業計画を議会を無視して閣議決定で進めることなど、もはや民主国家の政府のやることではない。独裁政権は速やかに退陣するべきです。

主要なマスメディアの世論調査すべてで、国葬反対・中止を求める世論が賛成を上回っています。

岸田首相は国民の声を真摯に受け止めるべきであります。どこを取っても肯定できる部分が一つもない。この国葬は中止、国葬に対して反対・中止を求める意見書に賛成をいたします。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よって、本案は、否決されました。

散会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、13時より委員会室にて総務建設常任委員会を開催します。

終了後、引き続き教育民生常任委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

散 会 午前 11 時 58 分